

年金特集

老後の備え 国民年金

将来のため保険料を納めましょう

国民年金は公的年金の土台であり、全国民に共通する基礎年金を支給する制度です。

老後の生活や不慮の事故に備えるためにも、20歳になつたら国民年金に加入し、保険料を納めることが大切です。なお、老齢基礎年金を受給するには、原則として、保険料を納付した期間等(受給資格期間)が25年以上必要になります。

問合せは医療年金グループ(0798・35・3124)へ。

保険料の納付

保険料は、年齢・性別・所得に関係なく一律で、月額1万4600円(平成21年度)です。社会保険庁から送付される納付書で、各金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)・コンビニエンスストアなどで納付してください。社会保険事務所でも手続きすれば、口座振替やクレジッ

トカード支払いもできます。また、保険料の納付には、一定期間分の保険料を前払いすることで保険料が割り引かれる「前納」制度があります。なお、保険料は納付期限から2年経過した場合、時効により納められなくなりますので、ご注意ください。問合せは西宮社会保険事務所(0798・33・2941)へ。

免除(猶予) 制度の申請を

納付が困難なとき...

所得が低いなど経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難なときのために「①申請免除」や「②若年者納付猶予」、「③学生納付特例」の制度があります。これらの制度は、申請により承認されると、対象期間(①は7月〜翌年6月、②は4月〜翌年3月)中の全額または一部の保険料の納付が免除(猶予)されます。ただし、原則として毎年申請が必要です。

なお、免除(猶予)が承認された期間は、老齢基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に算入されません。ただし、①申請免除が承認された期間に入

外国人等高齢者・障害者特別給付金

国民年金制度の発足時、在日外国人や長期海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。市は、このような制度的理由により、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者(1926年4月1日以前生まれの人)や障害者(重・中度)を対象に、「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

【申請場所】医療年金グループ(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

【申請に必要なもの】申請者の年金手帳・認め印のほか、失業等の事情がある場合は離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職

ねんきん定期便

加入記録の確認を

「ねんきん定期便」の問合せ先

ねんきん定期便専用ダイヤル(0570・058・555)、IP電話・PHSからは(03・6700・1144)、または西宮社会保険事務所(0798・33・2941)

社会保険庁は、平成21年4月以降、毎年誕生日(1日生まれ

の人は誕生日の前月)に、すべての国民年金・厚生年金の被保険者の皆さんに「ねんきん定期便」を送付しています。「ねんきん定期便」は、年金加入記録や将来の給付に関する情報をお知らせすることにより、年金制度に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

21年度に送付する「ねんきん定期便」には、①年金加入期間、②年金見込額(年金受給中の人は除く)、③保険料納付額、④年金加入履歴、⑤厚生年金の標準報酬月額等の月別状況、⑥国民年金保険料の納付状況を記載しています。なお、④年金加

○水色の回答票 ↓必ず回答を

○白色の回答票 ↓漏れや誤りがある場合のみ回答を

「ねんきん定期便」は、オレ

礎年金などを受給できない外国人等の高齢者(1926年4月1日以前生まれの人)や障害者(重・中度)を対象に、「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。該当すると思われる人は、医療年金グループへお問い合わせください。

票、雇用保険受給資格者証など。③学生納付特例を申請する場合、学生証または在学証明書 ※他の市区町村から転入した人は、所得が確認できる書類(課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど)が必要な場合があります。

①申請免除

対象は、申請者本人・配偶者・世帯主それぞれの前年(1月〜6月の申請時は前々年)の所得が基準額以下の人です。表A参照。

②若年者納付猶予

対象は30歳未満で、申請者本人・配偶者それぞれの前年(1月〜6月の申請時は前々年)の所得が基準額以下の人です。基準額は表Aの「全額免除の場合の所得基準」を適用します。

③学生納付特例

対象は大学院・大学・短大・

年金の相談・問合せは 西宮社会保険事務所へ

西宮社会保険事務所は、保険料の納付書発行・口座振替・前納などに関する事、年金手帳の再発行、厚生年金に関する事など、公的年金に関する総合的な相談窓口です。

【問合せ先】西宮社会保険事務所(津門大塚町8-26 ☎0798・33・2941) ※ねんきんダイヤル(0570・05・1165)、IP電話・PHSからは(03・6700・1165)でも年金相談を受け付けています。また、社会保険庁のホームページ(http://www.sia.go.jp/)でも年金制度を紹介しています

善意の 寄託

【5月分】(市あて)★「青い鳥」福祉基金へ 心身道強虎、村田泰造、谷ノ口陽向、江見一三、静枝、匿名2件 合計9万5738円 ★ふるさと西宮・甲子園寄付金へ 三崎香、匿名1件 合計5万7000円 ★

奨学基金へ 廣瀬昌吾、廣瀬美佐子 合計3万2000円 《社会福祉協議会あて》★善意銀行へ グラース、竹細工募金、廣田神社いすず会、かぶこやま荘利用者、芦原地区子ども会連絡協議会、匿名1件 合計6万813円 ★ 物品の寄付 西宮市自動車協会(高齢者疑似体験用具など)、グループつくしんぼ(車いす)、匿名2

件(ふぎとり布、粉せっけんなど) ◆おわびと訂正 本紙4月25日号2面で、善意の寄託3月分「ふるさと西宮・甲子園寄付金」を「匿名1件 2万円」と掲載しましたが、正しくは「匿名3件 合計3万1000円」でした。おわびして訂正します。



中学校夜間学級 就学助成金

教育委員会は、経済的な理由で就学援助を必要とする市内在住の中学校夜間学級在学者を対象に「中学校夜間学級就学助成金」の申請を受け付けています。申請は7月27日までに学事・学校改革グループ(0798・35・3817)へ。

表A 免除の種類と所得基準

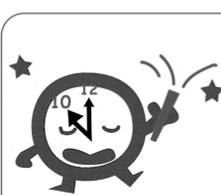
Table with 2 columns: 免除の種類 (全額免除, 4分の3免除, 半額免除, 4分の1免除) and 所得基準 ※1 (35万円×(扶養親族等の数+1)+22万円, etc.)

※1 失業などの特別の事情がある場合、所得が基準額を超えても免除が認められる場合があります ※2 扶養親族等が、満70歳以上で控除対象となる配偶者または満70歳以上の扶養親族であるときは48万円、満16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは63万円

高校・高専・専修学校などに在学する学生で、本人の前年(1月〜3月の申請時は前々年)の所得が基準額以下の人です。基準額は表Aの「半額免除の場合の所得基準」を適用します。

◆その他

◆サマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)が発売されます。期間は7月13日〜31日。収益金は市町村の明るく住みよ



花火は時間と場所を考えて

市は、「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時から翌朝6時まで大きな音の出る花火を禁止しています。海岸や公園など公共の場所での大きな音の出る花火・打ち上げ花火・回転したり飛んだりする花火はやめましょう。皆様のご協力をお願いします。問合せは環境学習推進グループ(0798・49・6401)へ。

まじゅうりに使われます。県内宝くじ売り場でお買い求め。問合せは兵庫県市町村振興協会(0798・3322・1151)へ ◆夙川学院短期大学の図書館 開放 8月3日〜31日(土・日曜と12日〜18日を除く)の午前9時〜午後5時。対象は女子高校生。定員あり。申込方法など問合せは夙川学院短期大学図書館(0798・73・9143)へ ◆甲子園短期大学の図書館 開放 8月3日〜31日(土・日曜、13・14日などを除く)の午前9時〜午後3時。対象は女子高校生。問合せは甲子園短期大学図書館(0798・65・3300)へ